

# 神戸市 こども・若者ケアラー支援マニュアル

令和3年5月改訂



## &lt;目次&gt;

1. はじめに .....	<a href="#">3</a>
2. こども・若者ケアラーとは（定義） .....	<a href="#">4</a>
3. なぜ、こども・若者ケアラーへの支援が必要なのか（特有の課題） .....	<a href="#">5</a>
4. 子ども虐待（児童虐待）との関係性	
(1) 子ども虐待（児童虐待）の定義 .....	<a href="#">6</a>
(2) こども・若者ケアラーと子ども虐待との関係 .....	<a href="#">7</a>
5. こども・若者ケアラーは 24 人に 1 人（埼玉県の調査より） .....	<a href="#">8</a>
6. まず、こども・若者ケアラーに気づくことが大切 .....	<a href="#">9</a>
7. こども・若者ケアラー等に接するときに大切なこと .....	<a href="#">10</a>
8. こども・若者ケアラーへの支援のための連携スキーム .....	<a href="#">11</a>
9. こども・若者ケアラーから相談を受けた・発見した際の対応	
(1) 小・中学校等の現場で .....	<a href="#">12</a>
(2) 高等学校等の現場で .....	<a href="#">14</a>
(3) 障害福祉サービス等に関連する場面で .....	<a href="#">16</a>
(4) 介護保険サービス等に関連する場面で .....	<a href="#">18</a>
10. 行政の支援が必要と感じたときは、相談・連絡を	
(1) 18 歳未満の場合：各区役所のこども家庭支援室 .....	<a href="#">20</a>
(2) 18 歳以上の場合：福祉局政策課（こども・若者ケアラー相談・支援窓口） ....	<a href="#">20</a>
(3) こども・若者ケアラー本人からの相談も受け付けます（令和 3 年 6 月開設） .....	<a href="#">20</a>
11. こども・若者ケアラーへの支援にかかる各部局・関係機関の役割 .....	<a href="#">22</a>
12. （参考）事例検討 .....	<a href="#">23</a>

令和 3 年 3 月 策定

令和 3 年 5 月 改訂

## 1. はじめに

◆近年、耳にすることが増えた「ヤングケアラー」という言葉ですが、令和元年度までは国内において全国規模でのヤングケアラーに関する実態調査もなされておらず、福祉・児童・学校の関係者においても認識が不十分な部分も多く、対応が遅れがちであると指摘されています。本市では、令和2年11月より、関係部局（福祉局・健康局・子ども家庭局・教育委員会事務局）で横断的に検討を行うため、「ヤングケアラー等支援プロジェクトチーム」を立ち上げました。

その中で、有識者や元ヤングケアラーの方へのヒアリングも交え、課題把握や、支援の在り方について検討を重ねてきました。

国内においても、令和2年12月以降、中学2年生及び高校2年生を対象に、初めて全国的な調査が実施されたところ（令和3年4月以降に調査結果公表予定）。

◆子どもや若者が家族をケアしているということ自体が、全て問題だということではありません。重要なのは「ヤングケアラーの中には、子どもとして守られるべき権利が侵害されていたり、誰にも相談できずに抱え込んでしまっている場合があること」及び「気づかないうちに、周囲の人がその言動でヤングケアラーを追い詰めたり傷つけてしまっている可能性があるということ」について、まず、理解・認識することです。

◆きちんと理解・認識した上で、ヤングケアラーをどのように見守り、悩みがあるなら引き出し、どのような支援に繋げていくのか、関係機関及び関係者の共通認識を図っていくことを目的として、本マニュアルを作成しました。

始まったばかりの取り組みですので、今後もマニュアルの改定を重ねていきます。

## 2. こども・若者ケアラーとは（定義）

- ◆『ヤングケアラー』とは、法律上の定義はありませんが、（家族にケアを要する人がいることで）『本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている児童（厚生労働省ホームページより）』とされています。  
一般社団法人日本ケアラー連盟のヤングケアラープロジェクトでは、18歳未満を「ヤングケアラー」と位置づけ、具体例として以下のように紹介されています。
- ◆神戸市では、その支援を進めていくにあたり、18歳未満の児童だけでなく、20代の方も含めて施策の対象としていることから、市民に伝わりやすい名称として、「こども・若者ケアラー」と呼びます。

### ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

© 一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

### 3. なぜ、こども・若者ケアラーの支援が必要なのか（特有の課題）

- ◆子どもには、「健康を守る権利」、「教育を受ける権利」、社会生活において同世代の子どもたちとの関係性をつくっていくなどの「育つ権利」といった様々な権利があります。  
そして、これらの権利を侵害されている子どもについては、その子どもの権利を守るために必要な支援を行い、子どもの権利回復・権利保障に努めなくてはなりません。
  
- ◆こども・若者ケアラーは、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、学校に行けなかったり、友達と遊ぶ時間がなかったり、自身がしたいと思っていたクラブ活動ができなかったり、宿題などの勉強に割く時間がつくれなかったりするなど、本来守られるべき子ども自身の権利を侵害されている可能性があります。  
また、その結果、勉強がうまくいかなかったり、友人関係がうまく築けないなど、子どもの将来に影響を及ぼすことも考えられます。  
しかし、こども・若者ケアラー自身はそのような状況に気づいていなかったり、不安や不満を抱えていても言い出せてなかったりしている場合があります。そのような状況において、まわりの大人が早く気づき、こども・若者ケアラーの想いを聴き、必要な支援につなげて「不適切なケア」や「過度なケア」を行う状況を改善することで、例えばケアをしながらであっても、子どもらしく生きる権利を回復し、その子どもや若者が自身の持つ能力を最大限発揮できるようにしていくことが求められています。
  
- ◆10代後半のこども・若者ケアラーにおいては、大学等への進学または就職と、ケアが必要な家族との関係に悩んだり、周囲の同世代が将来に向けて進んでいるのをみると、「どうして自分だけ選択肢が少ないのか」「このままで自分の将来は大丈夫なのか」と違和感・焦燥感を持つ方も多くなります。  
20代のこども・若者ケアラーにおいては、仕事と介護を両立し続けられるのかどうか、結婚・子育てといった自身のライフステージの変化とケアが必要な家族との関係に悩む方も多いと言われています。
  
- ◆こども・若者ケアラーであった子どもは、大人になってから仕事がうまくいかなかったり、友人関係が築きにくかったりする可能性があります。また、こども・若者ケアラーの中には、周りの人に頼るという経験を持たず、大人になっても周りを頼れず課題を抱え込んでしまう人もいます。  
「周りの人が助けてくれた」という経験をつくるのが、こども・若者ケアラーの将来のためにも重要なのです。

## 4. 子どもの虐待（児童虐待）との関係性

### （1）子ども虐待（児童虐待）の定義

- ◆子ども虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える人権侵害です。  
虐待であるかどうかは、親などの意図や認識とはかかわりなく、あくまでも子どもの視点からみて、子どもの権利が侵害されているかどうかで判断します。  
親にとって「しつけ」であっても、またかわいいと思っていなくても、子どもにとって有害な行為で子どもが苦痛を感じていれば虐待です。
- ◆児童虐待防止法第2条において、「児童虐待」とは「保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）が、その監護する児童（18歳に満たない者）に対し、次に掲げる行為を行うこと」とされており、下表のように分類されます。  
各区役所に設置するこども家庭支援室では、同分類の定義に該当する案件をこども家庭支援室ケース（＝要保護児童対策地域協議会ケース）と位置づけ、支援を行っています。  
緊急度や重症度の高いケースについてはこども家庭センターと連携しています。

① 身体的虐待    ② 性的虐待    ③ 心理的虐待

【略】

④ ネグレクト（保護の怠慢・拒否）

【法律上の定義】

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、又は長時間の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること。また、保護者以外の同居人による身体的・性的・心理的虐待を放置することも含まれる。

【例】

- 子どもの健全・安全への配慮を怠っている。

例えば、

- ・ 家に閉じこめる。(子どもの意思に反して学校などに登校させない)
- ・ 重大な病気になっても病院に連れていかない。
- ・ 乳幼児を家に残したまま度々外出する。
- ・ 乳幼児を車の中に放置する。

- 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない。(愛情遮断など)

- 食事、衣服、住居等が極端に不適切で健康を損なうほどの無関心・怠慢。

例えば、

- ・ 適切な食事を与えない。
- ・ 下着など長期間ひどく不潔なままにする。
- ・ 極端に不潔な環境の中で生活をさせる。

- 子どもを遺棄する。

## (2) こども・若者ケアラーと子ども虐待との関係

◆特に 18 歳未満のこども・若者ケアラーが存する世帯において、ケアが必要となっている状況が、子ども虐待（特にネグレクト）に該当している場合もあります。

- <例>
- ・親が子の世話をしないため、親に代わって長子が、弟妹の食事の準備や通園等の世話をしている。
  - ・親は精神疾患があり、家庭はネグレクトの状態。子は自分の身の回りのことに加え、親の通院の付き添いや家事を担っている。
  - ・親自身や弟妹の世話を優先させるため、親が子に対し「学校に行かなくていい」として勝手に学校に欠席の連絡を入れてしまう。

◆このような複合的状況に該当する場合、まずは児童虐待防止法に基づく「子ども虐待への対応」が優先されます。

虐待ケース（疑い・今後虐待に発展する可能性のある家族含む）を発見した場合には、各区役所のこども家庭支援室へ通告・相談してください。

通告・相談を受け、「受理会議⇒調査⇒援助方針決定会議」の流れで、当該ケースについての対応が進められます。

### 【子ども虐待の通告・相談先】

周りの子どもに不自然な痣や傷があったり、子どもの泣き声が続いている等、気になることがありましたら下記にご相談下さい。

○神戸市こども家庭センター : (078) 382-2525

○児童相談所虐待対応ダイヤル : 189 (いち・はや・く)

※無料・24 時間

○各区役所 こども家庭支援室

東灘区役所 : (078)856-8080

灘区役所 : (078)843-7035

中央区役所 : (078)232-0415

兵庫区役所 : (078)512-2525

北区役所 : (078)595-4150

北神区役所 : (078)987-0990

長田区役所 : (078)521-0415

須磨区役所 : (078)731-8080

北須磨支所 : (078)793-8080

垂水区役所 : (078)705-1150

西区役所 : (078)929-4150

◆特にネグレクトは、生活習慣の要素があるため、身体的なものと比較して子ども自身が「虐待」ということに気づきにくいという特徴があります。

また、虐待の被害者でありケアラーでもある場合、現在の自身が置かれている状況に違和感をもっている、親やケアする相手をかばったり、周囲を気遣って、自分では言い出せない子どもも多いと言われています。

## 5. こども・若者ケアラーは 24 人に 1 人（埼玉県の調査より）

- ◆こども・若者ケアラーは、身近にどれくらい存在するのかについて、イメージを共有するために、埼玉県で県内の高校 2 年生全員を対象に行われた「埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査」から、以下のとおり抜粋します（県のHPで公開されています）。

### ○ヤングケアラーの存在

自身がヤングケアラーである、または過去にそうであったと思うかについて、回答者 48,261 名の内、「はい」と回答したのは 2,577 名（5.3%）。

ただし、障害や病気などではなく、ケアの相手が幼いという理由のみでケアをしている方 608 名をヤングケアラーと見なすかどうか判断が難しいことから、本調査では除外することとし、残りの 1,969 名（4.1%）をヤングケアラーの対象者とした。

ヤングケアラーの性別は「男性」が 39%、「女性」が 58.9%、「その他」が 1.8%。

### ○ケアをしている相手との関係性・年齢

関係性は、「祖父母・曾祖父母」が 36.9%、「母」が 24.0%、「兄弟姉妹」が 22.4%、「父」が 11.1%。

年齢は、「40 代」が 16.7%、「70 代」が 14.8%、「50 代」と「80 代」がともに 14.1%、「10 代」が 14%、「60 代」が 7.9%。

### ○ケアの内容

「家の中の家事（食事の用意、後片付け、洗濯、掃除など）をしている」が最も多く 58%、「感情面のケア（その人のそばにいる、元気づける、話しかける、見守る、その人を散歩など外に連れ出したりする）をしている」41%、「家庭管理（買い物、家の修理仕事、重いものを運ぶなど）をしている」32.4%、「きょうだいのケア（自分一人で、あるいは親と一緒に）をしている」25%、「身の周りのケア（衣服の脱ぎ着の介助、入浴・トイレの介助、移動介助など）をしている」20.6%、「入院や入所している家族に会いに行く」17.9%。

### ○ケアの開始時期

「中学生の時」が最も多く 34.9%、「小学校 4～6 年生頃」20.1%、「高校生になってから」19.5%。中には「小学校 1～3 年生頃」12.1%、「小学生に入るまえから」7.5%と、幼少のころからケアを担ってきたヤングケアラーもいる。

### ○ケアを担っている理由

「親が仕事で忙しいため」が最も多く 29.7%、「親の病気や障害、精神疾患、入院のため」20.7%、「ケアをしたいと自分で思ったため」19.1%、「きょうだいに障害があるため」16.6%、「ひとり親家庭であるため」16.3%。

## 6. まず、子ども・若者ケアラーに気づくことが大切

- ◆ 家事や家族の世話の多くは家庭内で行われるため、子どもや若者がそれらを担っているのかについて、家族以外が把握することは容易ではありません。高校生にたずねた調査では、子ども・若者ケアラーであるということを自分で認識するのは難しいということが指摘されています。また、約半数が、自分がケアをしていることを誰にも話していませんでした。
- ◆ 一方で、“第三者が気づくことのできる様子や状況”の例もあり、身近にいる関係者がこれを認識することで、少しでも多くの子ども・若者ケアラーを発見することが可能となります。例えば、下表の項目に該当する場合、「子ども・若者ケアラーではないか」という観点で、改めて当該子ども・若者本人やその家族を見直してみてください。

子ども・若者ケアラー自身の様子から	
①	遅刻や欠席が多い又は不登校傾向にあり、世帯に幼い弟妹等のケアが必要な家族がいる
②	保護者や兄弟姉妹について、障害がある又は要介護状態である
③	会話の中で「家族が心配だ」とか「自分が面倒を見なければならない」といったことを漏らすことがある
③	幼い弟妹の保育所等の送迎を担うなど、家族の付き添いをしているところを見かけることがある
④	修学旅行や宿泊行事等を欠席する
⑤	部活に入っていない又は部活の休みが多い
⑥	保護者が日本語を話せず、子ども・若者自身が各種手続きの通訳を担っている
⑦	学生でありつつ、生活のために（家庭の事情により）アルバイトをしている
介護が必要な人（被介護者）が属する世帯の様子から	
①	障害を有する又は介護が必要な状態である方の世帯内に、29歳以下の子ども・若者がいる
②	精神疾患（疑い含む）である方が、適切な治療を行わないまま、子どもを育てている
③	世帯内の主たる生計維持者およびその配偶者が多忙であり、実際に被介護者の日常的なケアを行っているのは、世帯内の子ども・若者である
④	障害の程度や要介護度の重さと比較して、実際に利用している公的サービスが少なく、主に家族内で介護している
⑤	公的サービスに関し、契約者が「人手もあるので家族内で面倒見る」など、子ども・若者ケアラーの存在を前提として、積極的な利用を行わない傾向にある

## 7. 子ども・若者ケアラーに接するときに必要なこと

### (1) ケアラーであることを、多くの子ども・若者自身や保護者等は認識していない

◆子ども・若者ケアラーへの支援の難しさの1つが、「支援が必要な状況であること」を子どもや若者自身及び保護者等が認識していないケースが多い点です。支援の必要性を認識していない場合、外部の人・機関が家庭内の事情に関わることについて抵抗感を持つことがあります。

そのため、まずは子ども・若者自身が、自分の状況を理解し、支援を受けることを納得できるよう向き合うことから始める必要があります。

### (2) ケアを担っていることを否定しない

◆子ども・若者ケアラーは、自分がケアをすることが当たりまえだと思っていたり、周りからの期待に応えるためにケアを行っていたりする場合もあります。ケアを行っていること自体を否定したり、逆に過度に評価するのではなく、本人の状況を認めたくて、「いつでも助けを求めていい」「自分の人生を生きてもいい」ということを伝え、他の選択肢もあると示すことが重要です。

◆また、ケアラーを支援する側が、子ども・若者ケアラーという状態にさせている親や家族に対して否定的な態度をとったり、親や家族を追い込むような非難や支援をしてしまうことは、子どもや若者自身をも苦しめる可能性があります。

「話さなければよかった」と思わせてしまうことのないよう、十分留意してください。

### (3) 子ども・若者ケアラーであることを公にしてほしくないケースへの配慮

◆支援を受けることの必要性は理解・納得していても、「支援を受けている」ことを恥ずかしいと思う子ども・若者もいます。また、「支援が必要な家族がいる」、「支援を受けなくてはいけない家庭状況である」ということを周囲に知られたくない子ども・若者もいます。

◆子ども・若者ケアラーに関する相談対応や支援にあたっては、子ども・若者ケアラー自身やその家族が周囲から偏見をもたれないよう、十分に配慮した対応が必要です。

◆また、子ども・若者ケアラーが、自分が周囲に相談したことを家族に知られたくないという場合もあり、その点にも留意する必要があります。

### (4) メンタル面でのサポート

◆子ども・若者ケアラーと接する際は、「家族の状況やケアしていることについて、誰かに話せているか」や「本人が相談できる、理解してくれると思える相手が近くにいるか」を確認してください。

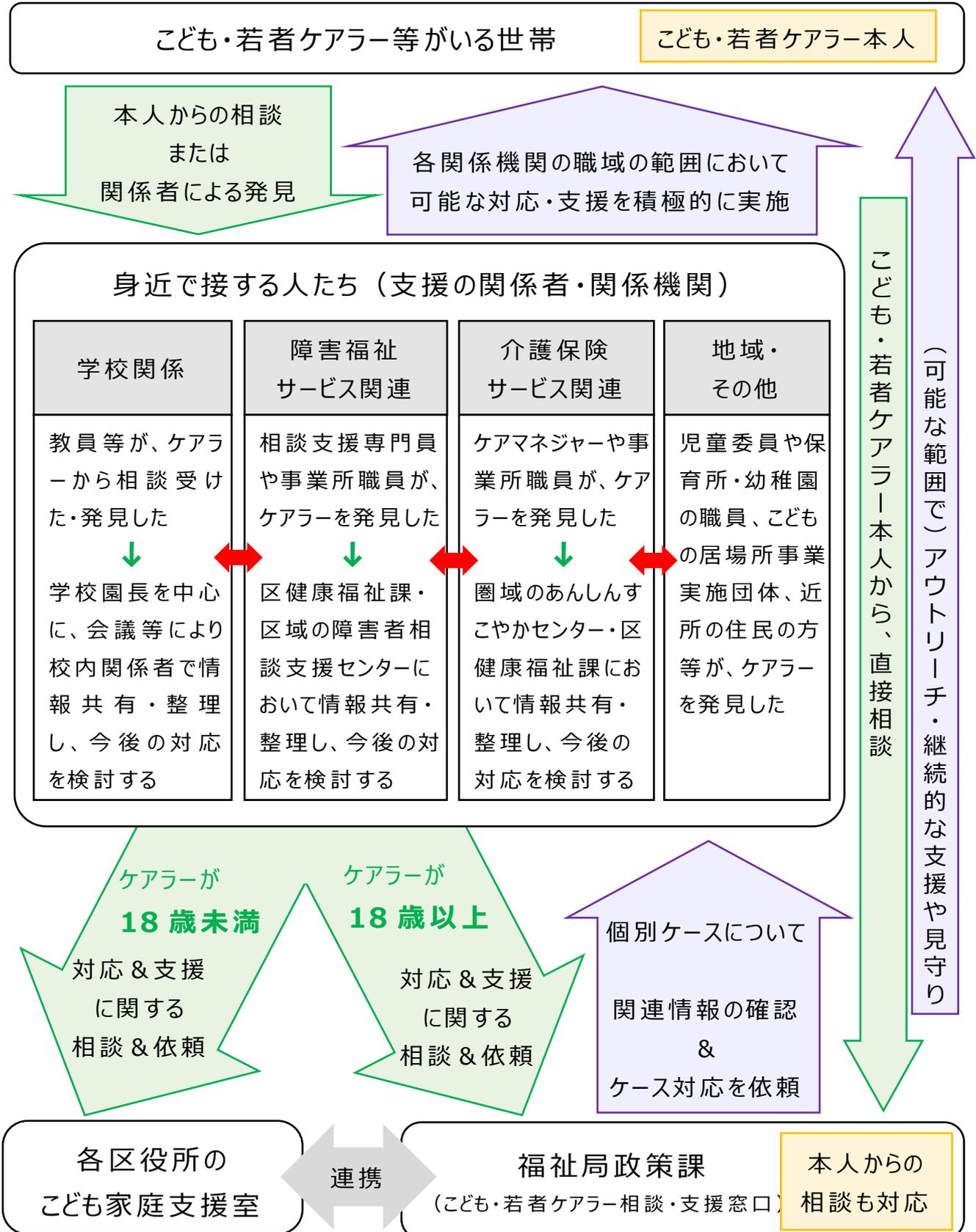
◆また、支援を受けることによりケアから解放されたり、ケアを軽減された場合、そのことに罪悪感を抱いてしまう場合も多いと言われています。

ケアの対象者に対してケアが必要ではなくなった後、その喪失感や無力感などから、自分の将来についての考えを見失ってしまう人もいます。

◆子ども・若者ケアラーに対しては、メンタル面をサポートしつつ、自身の将来を考え、自分の人生を歩むことができるよう、一緒に考えたり、助言してくれる存在となることが重要です。

## 8. 子ども・若者ケアラーへの支援のための連携スキーム

◆子ども・若者ケアラーを支援するための関係者・関係機関の連携（ネットワーク）については下図の流れとなります。詳細については、次ページ以降をご確認ください。



## 9. こども・若者ケアラーから相談を受けた・発見した際の対応

### (1) 小・中学校等の現場で

以下の①～⑥を参考に、校内の関係者で情報共有・整理し、対応を検討してください。

①教員等が、児童生徒から家族のケアに関する相談を受けたり、または、家族の世話のために欠席遅刻、部活を休んでいるなど、ケアラーである端緒を発見した。

②生徒指導連絡会や打ち合わせ等で、当該生徒の状況を共有し、ケアラーであることによる本人への影響・課題の有無やその程度について整理・共有する。

- ＜例＞
- ・遅刻や欠席が多い又は不登校で、必要な教育を受けられていない
  - ・疲れた顔をしており、授業に集中できていない
  - ・精神的な不安定さがある
  - ・学校で必要なものを用意してもらえていない、宿題等ができていない
  - ・保護者の承諾が必要な事項(書類等)の提出が遅れる
  - ・クラスメイトとのかかわりが薄い
  - ・修学旅行や宿泊行事に参加できていない、部活に入っていない、または部活動の休みが多い
  - ・年齢と比べて情緒的成熟度が高い
  - ・経済的理由や家庭の事情で高校等に進学できない可能性がある

③同会議において、家族の状況について、分かる範囲で整理・共有する

- ＜例＞
- ・ケアやサポートが必要な家族は誰か(祖父母・親・兄弟姉妹など)
  - ・日常的な生活にどの程度影響のある状況か(障害・疾病の程度など)
  - ・保護者の状況(多忙、経済的に困窮、生活能力、養育能力)
  - ・当該生徒が担っているケアの内容は具体的に何か、費やしている時間はどの程度か

④同会議において、学校及び教育現場として、どういった対応ができるか、検討する

- ＜例＞
- ・学校生活に支障が出ている点について、保護者へのアプローチ(家庭訪問、保護者面談)を行う
  - ・担任や生徒指導関係教諭等が積極的な声掛けや見守りを行う  
児童生徒に対し、「家族のことや生活で悩んでいることがあれば相談に乗るよ」とアプローチし、本人の身近に、ケアラーである状況を理解している人間がいるということを示す
  - ・不登校や欠席の多い生徒に、別室登校やくすのき教室(適応指導教室)等を案内し、家族から離れる(子どもらしく過ごせる)時間を作る

- ⑤上記②～④と並行して、生徒指導関係教諭、教頭または校長から、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、教育委員会事務局児童生徒課へと情報共有し、当該ケースの対応について専門的な助言を受け、②～④に反映する。
- ⑥当該又は②～④の整理・検討後（対応が急がれる場合は②～④と並行して）、スクールソーシャルワーカー、生徒指導関係教諭、教頭または校長が、各区役所のこども家庭支援室へ連絡・相談を行う。

## (2) 高等学校等の現場で

以下の①～⑦を参考に、校内の関係者で情報共有・整理し、対応を検討してください。

①教員等が、生徒から家族のケアに関する相談受けたり、または、家族の世話のために欠席遅刻、部活を休んでいるなど、ケアラーである端緒を発見した。

②校務運営委員会や学年会議などで、当該生徒の状況を共有し、ケアラーであることによる本人への影響・課題の有無やその程度について整理・共有する。

- ＜例＞
- ・遅刻や欠席が多く、在籍・卒業に必要な単位を満たせない恐れがある
  - ・疲れており、授業に集中していないなど、成績に影響が出ている
  - ・精神的な不安定さがある
  - ・保護者の承諾が必要な事項(書類等)の提出が遅れる
  - ・クラスメイトとのかかわりが薄い
  - ・修学旅行や宿泊行事に参加できていない、部活に入っていない、または部活動の休みが多い
  - ・生活のために(家庭の事情により)アルバイトをしている
  - ・進路の希望が無い、将来への夢を持っていない
  - ・家庭の事情により、進級・(大学等への)進学できない可能性がある
  - ・就職や進学について、家族の世話との両立を気にしている

③同会議において、家族の状況について、分かる範囲で整理・共有する

- ＜例＞
- ・ケアやサポートが必要な家族は誰か(祖父母・親・兄弟姉妹など)
  - ・日常的な生活にどの程度影響のある状況か(障害・疾病の程度など)
  - ・保護者の状況(多忙、経済的に困窮、生活能力、養育能力)
  - ・当該生徒が担っているケアの内容は具体的に何か、費やしている時間はどの程度か

④同会議において、学校及び教育現場として、どういった対応ができるか、検討する

- ＜例＞
- ・学校生活に支障が出ている点について、保護者へのアプローチ(家庭訪問、保護者面談)を行う
  - ・担任、生徒指導関係教諭等が積極的な声掛けや見守りを行う
    - 「家族のことや生活で悩んでいることがあれば相談に乗るよ」とアプローチし、本人の身近に、ケアラーである状況を理解している人間がいるということを示す
    - 家族のケアについて、必ずしも当該生徒が背負うべきものではないこと、助けを求めたり、自分の人生を生きても良いということを伝える

- ⑤上記②～④と並行して、生徒指導関係教諭、教頭または校長から、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、教育委員会事務局児童生徒課へと情報共有し、当該ケースの対応について専門的な助言を受け、②～④に反映する。
- ⑥当該又は②～④の整理・検討後（対応が急がれる場合は②～④と並行して）、スクールソーシャルワーカー、生徒指導関係教諭、教頭または校長が、各区役所の子ども家庭支援室へ連絡・相談を行う。
- ⑦また、必要に応じて、当該生徒本人に対し、福祉局政策課（子ども・若者ケアラー支援担当）の相談窓口へ直接相談できることを案内する。

### (3) 障害福祉サービス等に関連する場面で

以下の①～④を参考に、関係機関・関係者で情報共有・整理し、対応を検討してください。

- ①障害サービス事業所の職員、相談支援専門員又はその他の障害者の相談応対等を業務とする者が、業務として障害者やその家族と接する中で、こども・若者ケアラーの存在を発見したり、またはこども・若者ケアラーに関わるような相談を受けた。
- ②事業所内で当該ケースに対して、サービス利用調整や、その他の家族へのアプローチにより、こども・若者ケアラーの負担軽減ができないか検討・調整を行う。
- ＜例＞ ・障害福祉サービスの利用（計画）の見直し  
・他の障害者施策の検討
- ③上記②の調整を実施したが状況が改善されない場合は、対応困難ケースと同様に、区健康福祉課・区域の障害者相談支援センター（旧：障害者地域生活支援センター）に連絡を入れ、会議等において、以下のA～Cを行う。
- A：当該こども・若者ケアラー（ケアラーであるかどうか疑いの段階含む）の状況について、分かる範囲で整理・共有
- B：ケアの対象となっている障害者についての情報の整理・共有
- C：他の家族の状況について、分かる範囲での整理・共有
- ＜A例＞ ・何歳ぐらいか、学校に行っている様子はあるか  
・家族内でのケアに関して、当該こども・若者ケアラーへの比重が大きいと感じる具体的要因は何か  
・当該こども・若者ケアラーに疲れた様子はあるか
- ＜B例＞ ・障害の内容・程度、これまでの経緯  
・障害福祉サービスの利用状況、利用に関する障害者本人の意向  
・障害福祉サービスの契約者（障害者本人か、その他の家族等か）
- ＜C例＞ ・当該こども・若者ケアラーに過度な負担がかかっていることについて、気にかけている家族はいるか  
・家族自体が高齢、他にも障害者がいる、幼児を抱えている等、家族介護に関して抱えている課題が見て取れるか  
・障害福祉サービスの利用（増加させる場合を含む）に消極的・否定的な家族がいるか

- ④同会議において、障害福祉サービス関係者として、どういった対応ができるか、検討する
- ＜例＞
- ・障害福祉サービスの利用（計画）の見直し
  - ・他の障害者施策の案内
  - ・契約者等に対し、「家族内（のマンパワー）で多くを解決しようとしなくても良い」「必要なサービスは利用すべき」といった意識変革を促す
  - ・学校関係・介護保険サービス関連・地域等と連携した支援
- ⑤上記②～④と並行して、又は②～④の整理・検討後、当該ケースの対応について判断に迷うことや相談したいこと、行政機関に支援を求めたい場合は、当該こども・若者ケアラーの年齢に応じて
- ⇒18歳未満：各区役所のこども家庭支援室へ連絡・相談
  - ⇒18歳以上：こども・若者ケアラー相談・支援窓口へ連絡・相談
- ⑥また、障害福祉サービス事業所の職員、相談支援専門員等が、当該こども・若者ケアラーと接触する機会があるのであれば、可能な範囲で、「こども・若者ケアラー相談・支援窓口」に直接相談できるが、どうか」といった旨を案内する。

#### (4) 介護保険サービス等に関連する場面で

以下の①～⑥を参考に、関係機関・関係者で情報共有・整理し、対応を検討してください。

①介護保険サービス事業所の職員、ケアマネジャー又はその他の高齢者介護に関する相談対応等を業務とする者が、業務として被介護者やその家族と接する中で、ども・若者ケアラーの存在を発見したり、またはども・若者ケアラーに関わるような相談を受けた。

②当該ケースに対して、担当ケアマネジャーに連絡の上、サービス担当者会議を開催するなど、サービス利用調整やその他の家族へのアプローチにより、ども・若者ケアラーの負担軽減ができないか検討・調整を行う。

＜例＞ ・介護保険サービスの利用（計画）の見直し  
・他的高齢者・介護施策の検討

③上記②の調整を実施したが状況が改善されない場合は、対応困難ケースと同様に、圏域のあんしんすこやかセンターに連絡を入れ、担当ケアマネジャー等関係者を含めた同センター内の会議等において、以下のA～Cを行う。

A：当該ども・若者ケアラー（ケアラーであるかどうか疑いの段階含む）の状況について、分かる範囲で整理・共有

B：ケアの対象となっている要介護者・要支援者についての情報の整理・共有

C：他の家族の状況について、分かる範囲での整理・共有

＜A例＞ ・何歳ぐらいか、学校に行っている様子はあるか  
・家族内でのケアに関して、当該ども・若者ケアラーへの比重が大きいと感じる具体的要因は何か  
・当該ども・若者ケアラーに疲れた様子はあるか  
※ども・若者ケアラーが在宅している時に訪問するなどの対応も検討

＜B例＞ ・要介護・要支援の状態の内容・程度、これまでの経緯  
・介護保険サービスの利用状況、利用に関する高齢者本人の意向  
・介護保険サービスの契約者（高齢者本人か、その他の家族等か）

＜C例＞ ・当該ども・若者ケアラーに過度な負担がかかっていることについて、気にかけている家族はいるか  
・家族自体が高齢、他にも高齢者・障害者がいる、幼児を抱えている等、家族介護に関して抱えている課題が見て取れるか  
・介護保険サービスの利用（増加させる場合を含む）に消極的・否定的な家族がいるか

- ④同会議において、介護保険サービス関係者として、どういった対応ができるか、検討する
- ＜例＞
- ・介護保険サービスの利用（計画）の見直し
  - ・契約者等に対し、「家族内（のマンパワー）で多くを解決しようとしなくても良い」「必要なサービスは利用すべき」といった意識変革を促す
  - ・学校関係・障害福祉サービス関連・地域等と連携した支援
- ⑤上記②～④と並行して、又は②～④の整理・検討後、当該ケースの対応について判断に迷うことや相談したいこと、行政機関に支援を求めたい場合は、あんしんすこやかセンターを通じ、当該子ども・若者ケアラーの年齢に応じて
- ⇒18歳未満：各区役所の子ども家庭支援室へ連絡・相談
- ⇒18歳以上：子ども・若者ケアラー相談・支援窓口へ連絡・相談
- （※あんしんすこやかセンターは事前に、各区あんしんすこやか係へ相談を行うこと。）
- ⑥また、介護保険サービス事業所の職員、ケアマネジャー等が、当該子ども・若者ケアラーと接触する機会があるのであれば、可能な範囲で、「子ども・若者ケアラー相談・支援窓口」に直接相談できるが、どうか」といった旨を案内する。

## 10. 行政の支援が必要と感じたときは、相談・連絡を

上述のとおり、学校や障害・介護サービス等の関係機関等においては、子ども・若者ケアラーに対し、その職域の範囲において可能な範囲で支援・調整を実施し、行政の支援が必要と感じた場合には、以下の窓口へ相談・連絡をお願いします。

また、民生委員・児童委員、保育所・幼稚園や子どもの居場所づくりの実施団体等、子ども・若者ケアラーに接し、支援の必要性が感じられるケースを見つけた方についても、以下の窓口へ相談・連絡をお願いします。

### (1) 18歳未満の場合：各区役所の子ども家庭支援室

◆子ども・若者ケアラーが18歳未満の場合、各区役所の子ども家庭支援室に相談・連絡をしてください。

当該世帯について、児童虐待の可能性、養育環境に課題が無いかどうか、その他子育てに関する支援が必要かどうかを含め、まず、子ども家庭支援室で状況確認を行います。

東灘区役所：(078) 856-8080	長田区役所：(078) 521-0415
灘区役所：(078) 843-7035	須磨区役所：(078) 731-8080
中央区役所：(078) 232-0415	北須磨支所：(078) 793-8080
兵庫区役所：(078) 512-2525	垂水区役所：(078) 705-1150
北区役所：(078) 595-4150	西区役所：(078) 929-4150
北神区役所：(078) 987-0990	

### (2) 18歳以上の場合：子ども・若者ケアラー相談・支援窓口

◆子ども・若者ケアラーが18歳以上の場合（18歳以上か不明の場合も含む）、子ども・若者ケアラー相談・支援窓口」に相談・連絡をしてください。

◆当該窓口では、当該世帯の支援について、子ども・若者ケアラー支援に関する専門的視点からの助言など、支援方法を関係機関や関係者と一緒になって検討します。

必要に応じたアウトリーチ・介入支援を検討・実施します。

### (3) 子ども・若者ケアラー本人からの相談も受け付けます

◆子ども・若者ケアラー本人もから直接、電話やメールによる相談を受け付けます。場合によっては面談も可能です。

◆現状の辛さ、将来への不安といった、家族や友人にはなかなか相談できない、ケアラーとしての悩みや希望を聞き取り、子ども・若者ケアラー自身の精神的負担の軽減を図るとともに、現状の改善を目指し、可能な公的支援の検討・関係機関との調整を行います。

◆一度きりの相談対応に留まらず、継続的な支援を想定しています。

【子ども・若者ケアラー相談・支援窓口】

〒650-0016

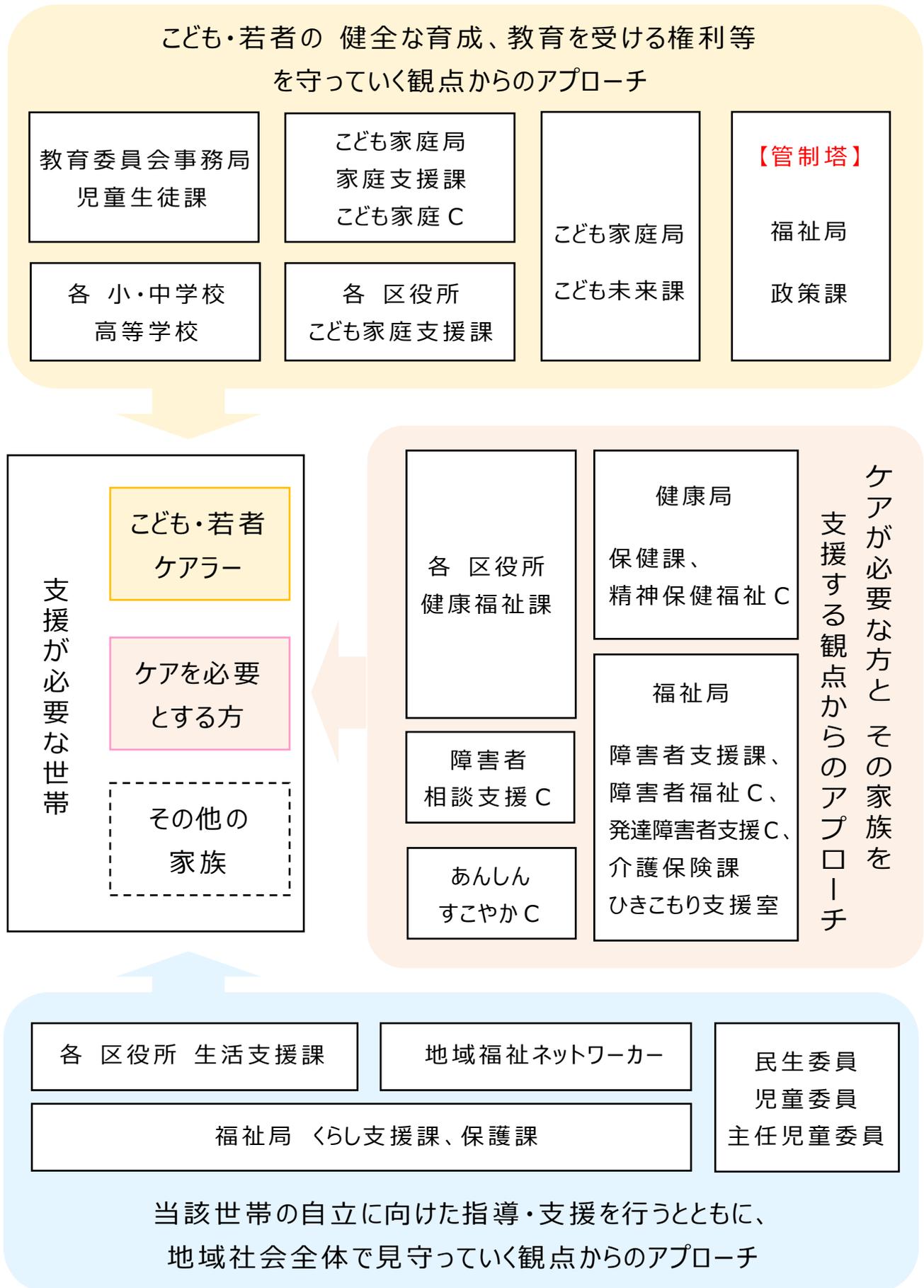
神戸市中央区橋通 3 丁目 4 番 1 号 総合福祉センター1 階

電話番号 : (078) 361-7600

平日 9 時～17 時 (土日・祝日・年末年始除く)

Eメール : carer\_shien@office.city.kobe.lg.jp

## 11. 子ども・若者ケアラーへの支援にかかる各部局・関係機関の役割



## 12. (参考) 事例検討

こども・若者ケアラーの支援を検討していくための事例を紹介します。

家族のケアをすること自体は悪いことではありませんが、問題となるのは、社会の支援が無いために、こども・若者が過度のケアを担うこととなり、自身の生活や心身の健康に影響が出てしまうことです。大人になってからも、仕事や友人関係等に課題を抱える可能性も指摘されています。

支援においては、公的サービスの導入や調整等、ケアそのものの負担軽減を検討していく必要がありますが、根本的な解決（ケアが無くなる）までには至らなくても、社会として、こども・若者ケアラーの気持ちに寄り添い、精神的な負担も含めて軽減につなげることが大切です。

### <ケース1>

- ・70代の祖母（認知症）・40代の父親（就労中）・長男（中1）の3人世帯。
- ・父親は仕事で土日を含めて不在のことが多い。学校も家庭訪問でも会うことができていない。
- ・祖母は介護保険サービスを利用中であるが、一人歩きが目立ってきている。
- ・長男は、たまに祖母の病院の付き添いで学校を休むことがある。部活動には参加していない祖母が夜に起きたりするようで、長男は介護に疲れている様子。

### 【支援・負担軽減の方向性（一例）】

#### ○長男への支援

学校（担任・養護教諭等）からの声掛けや見守り（寄り添い）の実施

- ⇒ 欠席や介護に疲れている様子から、担任から長男に声掛けを行い、話を聞く。必要なら養護教諭にも協力を依頼する。長男の負担状況の聞き取りをしたうえで、学校としてどう対応するのか学校内でのケース検討を実施する。必要に応じて、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとも連携する。

#### ○父親へのアプローチ

学校生活に支障が出ていることや、祖母の介護についての相談・提案

- ⇒ 家庭訪問を実施し、父親に長男の状況を理解してもらうとともに、介護サービスについて、ケアマネジャーに相談するよう助言を行う。

#### ○祖母へのケア検討

公的サービス（介護保険サービス）の利用調整により負担軽減ができないか検討

- ⇒ ケアマネジャーから、父親に対して祖母のサービスの調整を提案し、併せて長男への声掛けを行う。

※長男の欠席が多くなる等改善が見られない場合、ネグレクトの疑いも含め、各区役所のこども家庭支援室に相談する。

**<ケース2>**

- ・30代の母親（精神疾患・未就労）、長女（小5）、長男（保育所）の3人世帯。
- ・生活保護を受給中。
- ・母親は体調不良で動けないことも多く、その場合は長女が弟の面倒を見ている（朝夕の食事、通学・通園の準備など）。
- ・長女は通学しているものの、授業に集中できていない様子である。また、文房具など、学校で必要なものを用意してもらえていない。

**【支援・負担軽減の方向性（一例）】****○長女への支援**

学校（担任・養護教諭等）からの声掛けや見守り（寄り添い）の実施

こどもらしく過ごせる場所（居場所・学習支援・子ども食堂）の紹介

⇒ 担任から長女に声掛けを行い、話を聞く。必要なら養護教諭にも協力を依頼する。長女の負担状況の聞き取りをしたうえで、学校としてどう対応するのか、学校内でのケース検討を実施する。必要に応じて、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとも連携する。

生活保護ケースワーカーに情報提供を行う。

保育士から長男の送迎に来る長女に対し、声掛けを行う。

**○母親へのケア検討**

学校生活に支障が出ていること、長女の負担になっていることを伝える

生活保護のケースワーカーによる支援を行いつつ、公的サービスの利用調整により負担軽減ができないか検討

⇒ 担任による家庭訪問・生活保護ケースワーカーによる家庭訪問を実施する。

長女への声掛け、長男の養育状況の確認を行う。

ひとり親家庭のサービス等を紹介する。

※文房具等学校で必要なものを用意してもらえないなどの長女の状況改善が見られない場合や、長男の保育の送迎状況等を踏まえた上で、ネグレクトの疑いも含め、各区役所のこども家庭支援室に相談する。

**<ケース3>**

- ・父親（自営業）、母親（無職・難病で寝たきり）、長女（20歳：障害あり・就労継続支援B型事業所へ通所中）、次女（県立高校2年生）の4人世帯。
- ・父親は生活のため、仕事が忙しく、家庭のことは何もできていない。
- ・次女は母親のケアを含め、家庭のことを全て一人で背負っている。次女は大学への進学を希望し、就きたい仕事もあるが、勉強時間が確保できず、日々不安を抱えている。

**【支援・負担軽減の方向性（一例）】****○次女への支援**

学校（担任・養護教諭等）からの声掛けや見守り（寄り添い）の実施

こども・若者ケアラーの支援に関する相談窓口の紹介

⇒ 担任や養護教諭により次女からの聞き取りを行う。

次女自身がこども・若者ケアラーである旨を理解したうえで、相談窓口を紹介する。

次女本人の同意が得られれば、相談窓口への情報提供を行う。

**○父親へのアプローチ〔次女の意向を確認したうえで〕**

次女の進路、母親のケア軽減等についての相談・提案

⇒ 家庭訪問や進路相談時に父親と面談し、本人の負担が大き過ぎること、今後の進路について助言を行う。

また、母親に対する公的サービスの導入（増加）についても検討してみるよう、伝える。

**○母親（長女）へのケア検討**

公的サービスの利用調整により負担軽減ができないか検討

⇒ 障害者相談支援事業所からサービスの導入支援や、次女への声掛けを行う

**<ケース4>**

- ・父親（60代・認知症）、長女（20代・無職）の2人世帯。
- ・父親は介護保険サービスを利用中ではあるが、感情のコントロールができず、興奮して暴れることもある。
- ・長女は父親との口論が絶えず、疲弊している。父のケアマネジャーに対して、「父と一緒に生活するのは限界だ」と漏らすことがあるが、父の施設入所に関しては、費用の問題を含めてイメージが持てていない状況である。
- ・長女は仕事に就きたいと思っているが、高校を出てから社会経験が無く、どうしたらよいか分からない。

**【支援・負担軽減の方向性（一例）】****○長女への支援**

ケアマネジャーによる長女への支援（介護者への寄り添い、レスパイトのためのショートステイ利用等の提案）

こども・若者ケアラーの支援に関する相談窓口・支援団体の紹介

長女の就労に向けた支援（各区くらし支援窓口）

⇒ ケアマネジャーから長女への声掛けを行い、こども・若者ケアラー支援相談窓口、当事者支援団体の紹介を行う。

長女の同意が得られれば、相談窓口への情報提供を行う。

区役所のくらし支援窓口等の就労・自立に関する支援へも繋げていく。

**○父親へのケア検討**

公的サービスの利用調整により負担軽減ができないか検討

父親が暴れること、認知症の進行とともに同居の負担が大きくなることを受け、介護保険施設やグループホームへの入所を検討（経済的問題の整理）

⇒ ケアマネジャーから長女に対し、父親のサービスの調整の提案を行う。

※記載している事例は、対応含め、あくまで例であり、必ずこの通りに対応しなければならわけではありません。ご注意ください。

※上述の他、神戸市でも、下記のような子ども・若者ケアラー事例があることが確認されています。

【日本語が話せない親のサポートをしているケース】

- ・学校等からの連絡は、児童を介して伝えてもらっている。
- ・様々な場面において、子が通訳の役割を果たしている。
- ・親の日本語力が低いために、悩み等を親と共有できない。

【障害のある親のサポートをしているケース】

- ・日中や深夜問わず、病院への付き添いをしている。
- ・世帯の金銭管理を行っている。
- ・介助等の負担によって、学校に行けなくなることがある。

※子ども・若者ケアラー相談・支援窓口は、子ども・若者ケアラー本人から相談があれば、カウンセリングを中心に話を聞くとともに、本人の同意を得て、関係機関にアプローチする等の対応を検討していきます。

必要に応じて、支援団体の紹介やつどいの場の案内を行うとともに、関係機関から情報提供があった場合も、窓口として情報収集を行い、連携して対応に当たります。

【子ども・若者ケアラー、元子ども・若者ケアラーの方々の声】

- ◆理解してくれる人が欲しかった。
- ◆共感してもらえる人がいることが大事である。
- ◆ケアラー自身が「ひとりじゃない」との認識を持てることが大切である。
- ◆同じ状況の人と知り合い話したかった。
- ◆当事者同士のつながりは必要である。
- ◆当時、ヤングケアラーというものを知って、「自分だけではない、同じような仲間がいる」ことをわかっていたら、楽だったかもしれない。
- ◆気にかけてくれる先生の声掛けがうれしかった。
- ◆自分から相談に行くことは難しいため、学校の先生に気づいて欲しい。
- ◆ケアラーのための介入する人が必要である。

**神戸市として、関係者や関係機関とともに、「子ども・若者ケアラー」への支援を進めていきます。**